

茨市推第 223 号
令和3年4月24日

各地域自治組織 代表者 様

茨木市 市民文化部
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症の拡大防止
に向けた対応等について（お知らせ）

日ごろから、地域コミュニティの醸成に格別のご尽力とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和3年4月23日（金）に「新型コロナウイルス対策本部」の会議が開催され、東京都、大阪府、京都府、兵庫県を対象に、緊急事態宣言を発出することが決定されるとともに、その期間を令和3年4月25日（日）から令和3年5月11日（火）までとされ、酒類やカラオケ設備を提供する飲食店、また、大規模商業施設などへの休業が要請されています。

大阪府では、同日に「大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」が開催され、府民に対して、4月25日（日）から不要不急の外出及び都道府県間の移動の自粛を要請されているほか、貸館、貸会議室などの原則休館が要請されています。

本市では、府の要請等を踏まえ、同日に「茨木市新型コロナウイルス対策本部会議」を開催し、別紙（参考資料を除く）のとおり、市主催の市民が参加するイベントや集会について、原則、延期及び中止するとともに、公共施設等について原則休館することなどを決定いたしましたので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

地域の皆さまにおかれましても、医療提供体制が極めてひっ迫している状況を踏まえ、自己への感染を回避していただくとともに、他人に感染させないように徹底していただきますようお願いいたします。

なお、可能な範囲で、地域自治組織の構成団体の皆さまにお知らせいただきますようお願いいたします。